

発議案第1号

有機フッ素化合物（P F A S）に関する対策の推進を求める意見書について

上記発議案を別紙のとおり、白井市議会会議規則第14条第1項の規定により意見書を提出します。

令和7年10月15日

白井市議会議長 伊藤 仁 様

提出者 白井市議会議員 長谷川 則夫

賛成者 白井市議会議員 古澤 由紀子

提案理由

国に対し、P F A Sによる汚染状況や原因の究明、対策に対する支援のほか、健康や環境への影響に関する情報の提供などを求めるものです。

有機フッ素化合物（P F A S）に関する対策の推進を求める意見書（案）

現在、有機フッ素化合物（P F A S）の一種であるP F O S・P F O A等による汚染が、全国各地の地下水や河川、水道水などから確認されています。

特に、地下水等の暫定指針値や水道水の水質基準値（いずれも50 ng/L）を超えるP F O S・P F O A等が検出された地域では、関係自治体や住民から影響を不安視する声があがっています。

本年6月に、国に置いても、水道水に含まれるP F A Sの暫定目標から水質基準に格上げし、2026年4月から水道事業者への検査と基準を守る義務が課されましたが、地下水等の水環境への対応は示されていません。

P F O S・P F O A等は、汚染原因の特定が困難であり、自治体単位での対応策には限りがあることから、国において、下記の項目について早急な措置を講ずるよう要望します。

記

- 1 P F O S・P F O A等による地下水の水環境や土壌の汚染状況を把握するとともに、汚染原因を究明し、その情報を開示すること。
- 2 P F O S・P F O A等の健康や環境等への影響について、最新の知見を集約し各自治体へ情報提供するとともに、影響が懸念される場合は、早急に対策を検討し、必要な支援を行うこと。
- 3 各自治体が独自に実施する水質調査や健康調査、飲用水確保（上水道設備）など各種取組みに関する財政支援を行なうこと。
- 4 水道事業者への検査義務付けにあたり、円滑な実施や水質基準を満たさない場合に早急な改善措置ができるよう官民間わず水道事業者への財政支援を行うこと。
- 5 水環境への対策として、P F O S・P F O A等の環境基準への位置づけについても、早急な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年10月15日

千葉県白井市議会

提出先

衆議院議長	額賀	福志郎様
参議院議長	関口	昌一様
内閣総理大臣	石破	茂様
財務大臣	加藤	勝信様
厚生労働大臣	福岡	資麿様
防衛大臣	中谷	元様
環境大臣	浅尾	慶一郎様